

# 令和3年第2回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第 3号

日時 令和3年6月29日(火曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- 日程 1 発委第 3号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書
- 日程 2 発委第 4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 日程 3 発委第 5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程 4 同意第 3号 名誉町民の決定について
- 日程 5 議案第 58号 令和3年度鹿追町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程 6 議案第 59号 令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程 7 議案第 60号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 8 議案第 61号 然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約について
- 日程 9 委員会の閉会中の継続調査申し出について

## 3 出席議員(10人)

- |            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 1番 清水 浩徳議員 | 2番 山口 優子議員 | 3番 畑 久雄議員   |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員  | 6番 上嶋 和志議員  |
| 7番 川染 洋議員  | 8番 狩野 正雄議員 | 10番 安藤 幹夫議員 |
| 11番 吉田 稔議員 |            |             |

## 4 欠席議員(1人)

- 9番 埴渕 賢治議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己  
教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾  
総 務 課 長 渡 辺 雅 人  
総務課財政担当課長 葛 西 浩 二  
企 画 課 長 草 野 礼 行  
保 健 福 祉 課 長 佐々木 康 人  
商 工 観 光 課 長 松 井 裕 二  
建 設 水 道 課 長 大 上 朋 亮  
ジオパーク推進課長 高 井 宏 行  
総務課課長補佐兼財政係長 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長 宇 井 直 樹  
社 会 教 育 課 長 渡 邊 恒 義

8 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳  
書 記 高 瀬 俊 一

令和3年6月29日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

ここで報告いたします

埴淵賢治議員が欠席する旨の届出がありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程1 発委第3号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求  
める意見書

○議長（吉田稔）

日程1、発委第3号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長

○6番（上嶋和志）

発委第3号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書案を朗読します。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書。

原子力発電に伴い発生する特定放射性廃棄物の最終処分場の選定については、2015年5月、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が改定され、国が科学的により適正が高いと考えられる地域を示すこととし、2017年7月に「科学的特性マップ」が公表された。

2020年10月、寿都町と神恵内村は高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けた文献調査に応募し、調査が開始されたところである。こうした状況の中、住民や周辺の自治体などへ放射性廃棄物に対する懸念や不安が広がっている。

北海道では、特定放射性廃棄物の持ち込みについては慎重に対応すべきであり、受け入れ難いとする「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」が制定されており、北海道内の自治体は同条例を遵守し、北海道の豊かで優れた自然環境を次世代に引き継いでいくことが求められている。

鹿追町議会は、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物処分場を受け入れることは断固として容認できないものである。

よって、国及び道においては、下記の事項について確実に実行するよう強く要望する。

記、1、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置しないこと。

2、鹿追町において、研究施設などの名目や名称を問わず、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関わる一切の調査を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、北海道知事、写しについては記載の各議員に送付をいたします。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。。

---

日程2 発委第4号 日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める  
意見書

○議長（吉田稔）

日程2、発委第4号、日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見書を

議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第4号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

意見書案を朗読いたします。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定する等核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国。批准国は54か国です。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、2021年1月22日に発効しました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度を直ちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

意見書の送付予定先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、写しについては、記載の各議員に送付をさせていただく予定です。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程3 発委第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化  
を求める意見書

○議長（吉田稔）

日程3、発委第5号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第5号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや、防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

意見書の提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、関係諸大臣でございます。

写しについては、記載の各議員に送付をさせていただく予定でございます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程4 同意第3号 名誉町民の決定について

○議長（吉田稔）

日程4、同意第3号、名誉町民の決定についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第3号は、名誉町民の決定についてであります。

下記の者を鹿追町名誉町民に推挙したいので、鹿追町名誉町民条例（昭和45年条例第20号）第4条の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

名誉町民に推挙したい者といたしましては、住所、XXXXXXXXXX、氏名、吉田弘志氏でございます。

XXXXXXXXXX生まれでございます。

吉田弘志氏の略歴については、ただいま配付をしたとおりでございます。



鹿追町長 5 期 20 年務められたほか、略歴書に記載のと通りの経歴、それから裏面には各種表彰歴なども掲載をしております。

吉田弘志氏におかれましては、町の行政、産業及び経済の発展、文化の交流等に功績がございます。公共の福祉の増進にも努められました。町民の尊敬を受ける者として顕彰し、その功績と栄誉を称えるべく名誉町民の称号を贈るのにふさわしいと思慮いたしますので同意を賜わりますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから同意第 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 5 議案第 58 号 令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（吉田稔）

日程 5、議案第 58 号、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 58 号は、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものといたしま

して、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ121万1千円を追加しまして、総額を68億2229万円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、9ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の報償費で名誉町民章制作及び名誉町民年金で42万4千円の追加。

ジオパーク事業費の需用費、修繕料でポンプ修理のため36万3千円の追加。

教育費、保健体育費、体育振興費の需用費、修繕料で車両修理のため42万4千円の追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で121万1千円の追加です。

以上、一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程6 議案第59号 令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について

○議長（吉田稔）

日程6、議案第59号、令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第59号は、令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）となるものです。

令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ683万3千円を追加しまして、総額を7億9236万1千円とするものであります。

補正予算につきまして、歳出、15ページより御説明いたします。

保健事業費、項目、特定健康診査等事業費の委託料で341万円、償還金で1万3千円のそれぞれ追加。

諸支出金、償還金及び還付加算金、その他償還金の償還金で過年度分返還金、341万円の追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、基金繰入金、国民健康保険事業基金繰入金の国民健康保険事業基金繰入金で342万3千円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で341万円の追加であります。

以上、鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

特定健診未受診者対策事業の関係について、お尋ねをいたします。

この件に関しては産業厚生常任委員会、全員協議会の中で詳しい説明はなされておりましたけれども、町民の皆さんも大変関心を持って由々しきことと理解していると思っております。

あえて本会議で質問させていただきます。

ミスや不正はどこにでもあるという一般的なことでございます。

1人の職員で全て事業を完結している状態、それがどうなのかということでございます。

物の考え方に「フルプルーフ」という考えがありますがけれども、分からない人でも初めての人でも、もし間違っただけスイッチを押しても動かないとか、誰にでも分かるようなスイッチとか、そういうことでけがや誤りを未然に防ぐという状況でございます。

1人の職員がどのような状況下に置かれているか、仕事の進行状況を上司が常に把握しているというような横とのつながり、縦のつながり、もちろん大事なことで、これが今回なかなか達成できなかったことがこの事例につながっていると私は認識をしております。

これからは職員が育児休暇なり産休なり年休を使うというのが、役場は特に推進をされておりますけれども、誰か1人の職員が欠けた後でもそれをすぐにカバーできるような体制が求められていると思います。

また、決裁のシステムについても事業の進行や予算を使う上に当たっては、必ず上司の決裁を受けるわけですが、事業完了の決裁、そこら辺はどのようになっているか。

1人の職員の犯したミスですが、関係する人、役場の事業の執行上のシステムについても再度考え直す必要があると思っております。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたしたいと思っております。

まず、今回の平成2年度分の特定健診未受診者対策の委託料の支出忘れ、このことにつきましては、大変申し訳なく心から改めてお詫びを申し上げる次第でございます。

業務においてそれぞれ担当職員がいて、同僚あるいはそれぞれの立場で上司がいて、日頃からその仕事というのは、それぞれの立場が責任を果たして、それぞれがチェック機能を果たしていくというのが基本的な在り方だと思います。

御指摘のとおり人間ですからやはりミスが犯すことがありますけれども、それをカバーするために上司あるいは同僚の職員がいるということでありまして、通常そういった形でお互いカバーをしながら仕事が進んでいるというのが事務の執行の状況だと思っております。

今回は会計年度を過ぎてから気が付いたということで、時期を失ってしまったわけです。

けれども、これをきちっとチェック管理する体制、これを再度見直しをして、2度と再びこのようなことが起こらないように、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

どうしても近年の業務、やはり専門性はそれぞれ増してきているとは思っておりますけれども、この人がいないと分からないということは、町の仕事全般においても適切ではないと思っておりますので、これらのことについては係内、あるいは課の中でしっかりとコミュニケーションを取って、この人以外誰も知らないということがないように、これはしっかりとコミュニケーションの問題もかなりあると思っておりますので、そういった形で進めていきたいと思っております。

この事業に限らず補助事業もそうですけれども、事業の完了に当たっては当然この委託業務であれば、まず事業完了に当たって完成検査調書等々の手続きが財務規則等でもきちっと定められております。

今回の件については、事業完了の決裁についても若干きちっとされていなかった、期限までされていなかった部分のあったと承知をしております。

今回の事業も決して事業費が小さいものではございませんので、こういった事業の管理執行体制について、いろいろ、今は財務会計上のシステム等々も使いながら、支出の状況も確認ができるわけですから、チェック体制をさらにきちっと機能するように、職員に対しても指示をしているところでありますので、そういった形で今後適正な会計事務をはじめとする事務の執行に務めてまいりたいと思っておりますので御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

6番、よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立 8 人

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 7 議案第 60 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 7、議案第 60 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 60 号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

国民健康保険特別会計におきまして適切な支出事務を怠ったために町に多大な損害を与えることとなり、任命責任者としての責任を果たすべく条例の一部を改正したいとするものであります。

提案内容について御説明いたします。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則に第 14 項を加え、第 12 項及び第 3 条の規定にかかわらず、令和 3 年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの間に支給する額から町長は、給料月額に 100 分の 20 を、副町長は、給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額をそれぞれ減額するものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行するものであります。

以上、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 8 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 8 議案第 61 号 然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約について

○議長（吉田稔）

日程 8、議案第 61 号、然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 61 号は、然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、然別湖畔地区簡易水道施設整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は、東日本計装・谷・菅原經常建設共同企業体、北海道富士電機株式会社、北海道三菱電機販売株式会社、株式会社日星電機、美和電気工業株式会社北海道支社、以上 5 社を指名いたしまして、6 月 22 日に入札し

ました結果、入札金額を1億3244万円といたします東日本計装・谷・菅原経常建設共同企業体、代表者、札幌市東区北43条東1丁目4番23号、株式会社東日本計装、代表取締役、三浦修司氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。

なお落札率は94.95%であります。

以上、然別湖畔地区簡易水道施設整備工事請負契約について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程9 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（吉田稔）

日程9、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、喜井知己町長から発言を求められておりますので、これを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和3年第2回定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月23日から本日までの会期7日間にわたって開催をいただいたところであります。

初日の23日には、専決処分の承認3件、繰越明許費等の報告2件、条例の一部改正が10件、一般会計及び特別会計の補正予算、財産の取得、また、副町長の専任の各案件につきまして、全て原案のとおり議決を賜りました。

心からお礼を申し上げます。

また、25日には常任委員会の代表質問1件、2名の一般質問をいただきました。

瓜幕自然体験留学センターの今後の在り方、産業の担い手を育てる取組、農福連携等、いずれも大変重要な課題であると認識をしております。関係する機関との協議等も踏まえながら今後の必要な対応を検討をしてみたいと考えております。

また、本日の会議におきまして、前町長、吉田弘志氏を名誉町民にする御決定をいただきました。開町100年という大きな節目に際して、前町長に名誉町民の称号を贈ることができますことは、私といたしましても感慨深いものがございます。

皆様の御理解に際し心からお礼を申し上げます。

さて、令和2年度特定健診未受診者対策事業委託料の未払いの件につきまして、これも歳入歳出予算の議決を賜りました。

速やかに事態を是正すべく事務を進めてまいりたいと考えております。

改めまして、このような事態となってしまったことに際し、行政を預かる者としての責任を痛感しております。

心からお詫びを申し上げます。

私、それから副町長の減給条例可決をいただきましたので、この後、担当課長以下、関

係職員に対する処分を行うことといたします。

今後再びこのようなミスを犯してはなりません。

適正な会計、事務の執行は無論のこと、上司並びに関係部署でのチェック体制が正しく機能するよう、また行政事務全般にわたってさらに気を引き締めて業務に当たるよう、職員に対して指示をしたところでございますので、皆様の御理解賜りますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う北海道の緊急事態宣言が解除されまして、新規感染者も徐々に減少をしておりますけれども、また、都市部において新たな変異株による感染者が増加傾向にあり、まだまだ警戒を緩めることはできないと考えております。

まずはワクチン接種を計画的に進め、1日も早く希望する町民に行き渡るよう医療機関の協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

基幹産業の農業の関係につきましては、天候にも恵まれまして1番牧草の収穫も終盤を迎えていると聞いております。また、畑作関係につきましてもおおむね順調とお聞きをしているところであります。

この状況が持続され、豊穰の秋を心から期待するところであります。

町行政全般にわたって様々な課題がありますが、議会の皆さんと常にコミュニケーションを取りながら、その解決に向けて一層努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、定例会閉会にあたっての挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで会議を閉じます。

令和3年第2回鹿追町議会定例会を閉会いたします。

閉会 10時45分